

保護者の皆さまへ

平成 30 年度私立高等学校等授業料軽減助成金・奨学給付金
「特別申請受付のお知らせ」

國學院大學久我山高等学校
会計課

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。この度、東京都より、『平成 30 年度私立高等学校等授業料軽減助成金・奨学給付金の特別申請受付』についての連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、本助成金・給付金の申請受付自体は、年度初めに実施され、既に 7 月 31 日をもって一旦締め切られましたが、このたびはあらためてこの時期に募集される特別申請についてのご案内でございます。

つきましては、下記に示しました「条件」等をご参照の上、ご希望される方はお手続きくださいますようお願いいたします。

○対象者

平成 30 年度 6 月に郵送いたしました「授業料軽減助成金のお知らせ」に記載してあります[住所等の要件](#)（※授業料軽減助成金の案内①②をご参照下さい。）をすべて満たし、以下の（１）（２）のいずれかの条件に該当する方が対象となります。

（１）通常の申請期間終了後に住民税の減免等により助成の対象となった方

（やむを得ない事情により平成 30 年 7 月 31 日までに申請できなかった方を含みます。）

（２）授業料軽減助成金において、授業料の滞納などにより、通常の申請時に助成区分の助成限度額に満たない額の軽減又は不交付の決定を受けた方

※ 平成 30 年度通常分(6 月～7 月)で申請をされて、上限額まで受給された方は申請できません。

○申請期間及び申請方法

※窓口申請はありませんので、ご注意ください。（郵送申請のみ）

[郵送申請]期 間：平成 31 年 1 月 4 日(金)～11 日(金)（消印有効）

郵送先：〒162-8799 牛込郵便局留（公財）東京都私学財団 2 階 行

※「宛名ラベル」を貼り、郵便局の窓口にて「**特定記録郵便**」で送付ください。

○申請書について

申請書は、[東京都私学財団ホームページ](#)よりダウンロードしてください。

ご不明な点は東京都私学財団 授業料軽減助成金・奨学給付金担当（電話：03-5206-7925）へお問い合わせください。

○授業料軽減補助の方法

還付方式 申請者(保護者)名義の口座に振り込みます。

[注意事項]

●学校での申請受付はできません。

●授業料軽減助成金は国の就学支援金と併用が可能ですが、保護者の方が納付する授業料が上限となります。

◎高等学校等就学支援金につきましては、授業料軽減助成金とは異なります。

○東京都外在住の方について

東京都外在住の方につきましては、各自治体のホームページをご確認ください。

※自治体により、特別申請を行っていない場合があります。